

事 務 連 絡

平成29年 8 月 24 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

登録販売者に対する外部研修の自主点検について

登録販売者の資質向上を図るため、「登録販売者に対する研修の実施について」（平成 29 年 8 月 24 日付け薬食総発 0824 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）により、改めて、登録販売者に対する研修の実施徹底をお願いしているところです。

今般、薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者（以下「一般用医薬品販売業者等」という。）並びに外部研修実施機関が自主的に点検する項目を「登録販売者に対する研修の実施について」（平成 24 年 3 月 26 日付け薬食総発 0326 第 1 号医薬食品局総務課長通知）で示している「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン（薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者が委託して行う外部研修について）」（以下「外部研修ガイドライン」という。）に従い、下記のとおり、参考にまとめましたので、貴管内関係団体、関係機関等に周知徹底をお願いいたします。

記

1. 外部研修実施機関

外部研修ガイドラインで示す事項を満たしていることを別紙 1 及び別紙 2 により、自主的に点検するとともに、研修が充実したものとなるよう、定期的かつ計画的に見直しをすること。

また、都道府県等を実施する研修の概要を届け出る際には、例えば、別紙 1 及び別紙 2 で確認した内容を併せて提出することなどにより、外部研修ガイドラインで示す事項を満たしていることを明らかにすること。

2. 一般用医薬品販売業者等

一般用医薬品の販売に従事するすべての登録販売者に対して外部研修ガイドラインを満たす外部研修を受講させていること等を別紙3及び別紙4により確認すること。

3. 都道府県等

外部研修実施機関から届出を受けるに当たっては、届出に必要な事項を示すこと。なお、現に活用されている例を別紙5として示すので参考とされたい。

外部研修実施機関の自主点検表

確認項目	
1	外部研修の実施機関
	研修の専門性・客観性・公正性を確保しているか。
	登録販売者の職能に応じた相当の研修実績を有しているか
2	外部研修の実施体制
	(1)客観性の確保(次の者の参画を求めているか)※
	①教育
	②学術関係者
	③消費者等
	(2)実施要領を定めているか
	①企画・運営
	②実施形式
	③内容
	④時間数
	⑤修了証の交付
	(3)専門性の確保
	研修の講師は、専門的な技術・知識を有しているか
	(4)公正性の確保(次の情報を公表すること等により透明性を確保しているか)
	研修の実施方法
	実績等
	(5)自治体への届出
	実施する研修の概要を届け出ているか
	研修の実施方法、実績等の情報も提供することが可能か
3	外部研修の形式
	(1)講義(集合研修)形式を基本としたカリキュラムを12時間以上組んであるか
	(2)遠隔講座・通信講座を行う場合、講義(集合研修)の時間数を超えていないか
4	外部研修の内容
	必要な教材を用意し、研修の内容に①から⑦が含まれているか
	①医薬品に共通する特性と基本的な知識
	②人体の働きと医薬品
	③主な一般用医薬品とその作用
	④薬事に関する法規と制度
	⑤一般用医薬品の適正使用と安全対策
	⑥リスク区分等の変更があった医薬品
	⑦その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等
5	外部研修の実施頻度
	毎年、定期的かつ継続的に行われているか
6	外部研修の終了認定及び修了証の交付
	研修参加者の研修修了にあたり、次のことを実施しているか
	①研修参加者の研修内容の修得の確認(例 テスト等)
	②研修参加者に修了証を交付
	③修了認定(適切に行うこと)
	④研修参加者の氏名、研修内容等を適切に記録・保存

※別紙2により確認すること

一般用医薬品販売業者等の自主点検表

確認項目	
1 外部研修の受講対象者	一般用医薬品の販売に従事するすべての登録販売者を外部研修の受講対象としているか
2 外部研修の時間数	毎年、少なくとも計12時間以上、定期的かつ継続的に研修を受講させているか (研修は、講義(集合研修)を基本とし、遠隔講座・通信講座による研修を行う場合には、その時間数が講義(集合研修)の時間数を超えないこと)
3 外部研修の実施内容等	外部研修実施機関は、外部研修ガイドラインを満たしており、都道府県等に届出を行っていることを確認しているか
4 外部研修の修了認定の確認等※	外部研修の受講対象者が研修を受けたことを修了証等で確認し、その旨を適切に記録・保存しているか

※別紙4により外部研修の受講対象者の研修受講結果を記録すること。
都道府県等による、許可申請、許可更新の受付又は薬事監視等の際に、登録販売者が研修を適切に受講していることを確認するため、都道府県等に届出を行った外部研修実施機関の発行した外部研修の修了証等を提示する必要があります。

外部研修受講対象者一覧

[illegible]

外部研修実施機関届出事項

事 項	1. 登録販売者の資質の向上のための外部研修実施機関が、外部研修を実施しようとするとき 2. 1. により届け出た内容に変更があったとき
根拠法令	体制省令 第1条、第2条、第3条 通 知 「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン」 (平成24年3月26日付け薬食総発 0326 第1号)
提出部数	1部 (別記様式)
添付書類	1. 外部研修実施要領 2. カリキュラム (研修時間、研修概要がわかるもの) 3. 外部講師の所属、氏名及び略歴
そ の 他	1. 添付書類は、この届出書の届出日においてインターネットにより一般に閲覧が可能な書類について、届出書にその旨及びホームページアドレスが付記されたときは省略することができる。

(別記様式)

外部研修実施機関届出書

年 月 日

様

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

住 所 〒

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

氏 名 印

「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン」(平成 24 年 3 月 26 日付
け薬食総発 0326 第 1 号)に基づき、実施する外部研修の概要を下記のとおり届け出ます。

記

外部研修 実施機関	名 称	
	所在地	〒
研修実施 責 任 者	氏 名	
	電話番号	
研修実績		
研修の専門性・客観性・公平性の確保 の方法		
研修実施方法、実績等の情報の公開		(公開内容)
		(公開方法)
研修の形式		<u>集合研修</u> 時間 (年間)
		<u>遠隔・通信講座</u> 時間 (年間) (遠隔・通信講座の方法)
研修の内容		(内容)
		(教材)

研修の実施頻度		
研修の修了認定の方法		
研修実施情報の記録・保存		(保存方法) (保存期間)
研修に関する 問い合わせ先	部署等	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
ホームページアドレス		
備 考		

※添付書類確認欄

(インターネットにより一般に閲覧が可能な場合は、ホームページアドレスを記載すること。)

外部研修実施要領	
カリキュラム	
研修講師の所属、氏名及び略歴	

※記入上の注意

- ・ 欄が不足する場合は別紙とすること。
- ・ 本様式の内容を具備しているときは、任意様式によることができる。